⊗ 市で収集できないもの

★次のごみは、市で収集することができません。清掃センターへの持込みもできません。

- **自然物**…泥、土、砂（廃棄物の定義に当てはまりません。）
- **容積、重量が著しく大きいもの**…ピアノ、太陽光パネル、温水器、発電機、ボイラー、風呂釜など
- **危険性があるもの**…プロパンガスボンベ、珪藻土（アスベスト含）製品、劇薬、注射針など
- **モーター、コンプレッサー等が使われているもの**…除湿器、衣類乾燥機、ポンプなど
- **自動車、オートバイ用品**…タイヤ、ホイール、バッテリー、自動車メーカー純正部品など
- **ペンキ、石油オイル類**
- **直径 5cm 以上の枝木類、焼却灰、炭、ペットのトイレ砂（鉱物性のもの）など**

以上の物は、家庭から出たごみに限り、一般廃棄物処理業許可業者により（許可を受けた品目のみ）処分できることもあります。各業者に直接ご相談ください。（39 ページ参照）

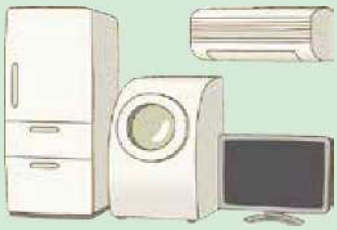
- **事業のごみ（産業廃棄物）**
 …農機具、農業用ビニール、農薬、動噴、リヤカー、漁網、ブイ、自動販売機、建設廃材、コンクリートブロックなど

家庭から出たごみであっても事業のごみと判断がつきにくいもの（家庭菜園用の噴霧器、肥料袋、防草シートなど）は、少量であり、かつ清掃センターへ直接持込む場合のみ排出可能です。直接清掃センターにご相談ください。

- **リサイクル制度が確立されたもの**

① 家電リサイクル法対象機器（家電４品目）

洗濯機･衣類乾燥機　冷蔵庫･冷凍庫　エアコン　テレビ



処分方法⇒

1　**買い替えの場合**…購入する店で引取りを依頼する。

2　**廃棄のみの場合**…

①購入した店や、市内の家電小売店等に引取りが可能かどうか相談し依頼する。

②（運搬、処分をすべて委託する場合）事前に郵便局で家電リサイクル料金の振込手続きを行い、収集運搬業許可業者（39 ページに掲載）へ依頼する。または「リネットジャパン」へ依頼し、家電リサイクル料金をドライバーに支払う。

リネットジャパン
家電４品目の回収について（有料）▶

③（自分で指定引取場所へ搬入する場合）事前に郵便局で家電リサイクル料金の振込手続きを行い、下記指定引取場所に事前連絡のうえ、リサイクル券すべてと廃棄する家電を搬入する。

【指定引取場所】有限会社　蓮池運送（天草市楠浦町 80-10　電話 0969-22-2690）

※いずれの場合も、**「家電リサイクル料金」**は必ずかかります。その他、収集運搬料金や各種手数料がかかる場合があります。依頼する業者等にお問い合わせください。

詳細は市HPをご覧ください▶

② パソコン類　パソコン　ディスプレイ　タブレット

資源有効利用促進法および小型家電リサイクル法により、パソコン類はメーカー等によりリサイクルすることが義務付けられています。

▲詳細は市HPをご覧ください

処分方法⇒

① PCリサイクル このマークが付いている場合、メーカーによる無料回収を利用できます。メーカーに問い合わせてください。

②マークがある場合もない場合も、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者「リネットジャパン」による無料回収を依頼できます（御所浦地区を除く）。パソコンが回収品目に含まれる場合は、１箱分の小型家電回収が無料になります。（パソコンを含まない場合は有料）

※パソコンの回収前には必ずデータ消去をお願いします。
リネットジャパンによるデータ消去サービスもあります。（有料）

▲リネットジャパン
パソコンの無料回収について

③家電小売店等で回収してもらえる場合もあります。（無料または有料）

③ 消 火 器

（一社）日本消火器工業会による消火器リサイクルシステムをご利用ください。（有料）

処分方法⇒

①リサイクルシールを購入し、貼り付ける。
※平成 22 年１月以降に販売された消火器にはすでにシールが貼られています。

②販売代理店等の特定窓口への持ち込み、もしくは回収依頼を行う。





社　名	所　在　地	電話番号
㈲海老本電設	倉岳町棚底2563-1	64-2307
㈲中央防災	本渡町広瀬176-113	23-2358
㈲かなざわ	大浜町11-2	22-2286
㈱防災企画	丸尾町7-7-2	24-7030

天草市内の特定窓口（令和５年 12 月現在）

※お近くに窓口等がない場合は、郵送（ゆうパック）による回収依頼も可能です。

※事前申し込み必要

ゆうパック専用コールセンター 0120-822-306

詳細は、天草市 HP または（一社）日本消火器工業会の HP をご覧ください。

◀天草市ホームページ

◀（一社）日本消火器工業会
（消火器リサイクル推進センター）

●『木』の排出方法について

植木・枝・木・木の根・切り株・庭木など。
※重量が著しく大きいものは収集できません。

